

指定短期入所生活介護事業所 みずうみ
指定介護予防短期入所生活介護事業所 みずうみ

重要事項説明書

1. 事業所経営法人

(1) 法人名	社会福祉法人 松風
(2) 法人所在地	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日1148-2
(3) 電話番号	(053) 528-0300
(4) 代表者氏名	理事長 松原 孝昌
(5) 設立年月日	平成16年1月28日

2. ご利用事業所

(1) 事業所の種類	指定短期入所介護事業所 指定介護予防短期入所生活介護事業所
(2) 介護保険事業所番号	2278100231
(3) 事業所の目的	指定短期入所介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従い、利用者の意志及び人格を尊重し、利用中と利用前後の生活が変わることがないように配慮します。また、地域や家庭との結び付きを重視し、プライバシーに配慮した日常生活を営むために必要な居室及び共同施設等をご利用いただき、自立的な日常生活を営むことを支援するとともに、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
(4) 事業所の名称	指定短期入所介護事業所 みずうみ 指定介護予防短期入所生活介護事業所 みずうみ
(5) 事業所の所在地	静岡県浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日1148-2
(6) 電話番号	(053) 528-0300
(7) 施設長氏名	仲屋 秀樹
(8) 開設年月	指定短期入所介護事業所 平成16年5月6日 指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成18年4月1日
(9) 入所定員	20名
(10) 通常の送迎の実施地域	浜松市、湖西市、新城市

3. 事業所設備の概況

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、全室個室（1人部屋）になっています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	20室	自宅としてご利用して頂きます ユニットに居間もあります
食堂	2室	ユニットに完備されています
職能回復訓練室	2室	専用部屋が1室 各ユニットの居間と共用が1室
浴室	1室	機械浴槽
個室浴室	2室	プライバシーに配慮した浴室です
医務室	1室	2階にあります

*当事業所では、居室を個室にすることにより、利用者には個性とプライバシーが確保された生活空間をお持ち頂きます。

*当事業所の職員は、個室は利用者の自宅であると認識し、プライバシーに配慮した対応をさせていただきます。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

[主な職員の配置状況] ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※下記の配置人数は介護老人福祉施設80名を含む配置人数です。

職種	配置人数	勤務体制	
		常勤	非常勤
1 施設長（管理者）	1名	1名	
2 介護職員	39名	32名	7名
3 生活相談員	1名	1名	
4 看護職員	7名	3名（内1名兼務）	4名
5 機能訓練指導員	1名	1名（内1名兼務）	
6 介護支援専門員	1名	1名（内1名兼務）	
7 医師（嘱託）	2名		2名
8 栄養士	1名	1名	

令和6年4月1日現在

[主な職種の勤務体制]

職 種	勤 務 体 制
1 医 師	毎週土曜日 13:00～14:00 1名
2 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 7:00～21:00 10名 夜間：21:00～ 7:00 5名
3 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 7:00～:19:00 1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常90%）が介護保険から給付されます。

[サービスの概要]

① 食 事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びにご利用者の身体
の状況および嗜好を考慮し、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供しま
す。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して各ユニットの食堂にて食事をとっていただくことを
原則としています。
- ・ご利用者の自立支援のため、ご希望に応じて各ユニットの食堂にて食事の盛り付けに参
加したり、簡単な調理に参加して頂くこともできます。

(食事時間)

朝 食： 7:30 昼 食： 12:00 夕 食 18:00

- ・食事時間はあくまで目安であり、ご利用者にこの時間に食事をするを強要するもの
ではありません。

② 入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・ご利用者のプライバシー及び人権に配慮した援助をします。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・おむつを利用せざるを得ないご利用者については、適切な時間におむつを取り替えます。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・各ユニットにおいてご利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう支援します。

⑦ 相談及び援助

- ・利用者の心身の状況、環境等を適確に把握し、利用者及びその家族に対して心配事や悩みについての相談及び援助に努めます。

⑧ 送迎

- ・利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、自宅から当事業所までの送迎を行います。

[サービス利用料金<1日あたり>]

下記の基本料金表により算出されたサービス利用料金の自己負担額と食事及び滞在費に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

○基本料金

I 指定介護予防短期入所生活介護事業所 (1日)

要介護度	要支援 1	要支援 2
サービス利用単位	529 単位	656 単位
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6 単位	6 単位
小計	535 単位	662 単位
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	73 単位	90 単位
合計単位	608 単位	752 単位
合計金額	6,183 円	7,647 円
自己負担額 (1割)	618 円	764 円
自己負担額 (2割)	1,236 円	1,529 円
自己負担額 (3割)	1,854 円	2,294 円

II 指定短期入所生活介護事業所（1日）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス 利用単位	704 単位	772 単位	847 単位	918 単位	987 単位
夜勤職員配置 加算（Ⅱ）	18 単位	18 単位	18 単位	18 単位	18 単位
サービス提供体 制強化加算（Ⅱ）	6 単位	6 単位	6 単位	6 単位	6 単位
小計	728 単位	796 単位	871 単位	942 単位	1011 単位
介護職員処遇 改善加算（Ⅱ）	99 単位	108 単位	118 単位	128 単位	137 単位
合計単位	827 単位	904 単位	989 単位	1070 単位	1148 単位
合計金額	8,410 円	9,193 円	10,058 円	10,881 円	11,675 円
自己負担額 （1割）	841 円	919 円	1,005 円	1,088 円	1,167 円
自己負担額 （2割）	1,682 円	1,838 円	2,011 円	2,176 円	2,335 円
自己負担額 （3割）	2,523 円	2,757 円	3,017 円	3,264 円	3,502 円

* 合計金額は合計単位数の 10.17 円を乗じた金額が料金になっています。
（地域区分単価 7 級地により 1 単位あたりの単価が 10.17 円）

* 基本料金表は、1 日あたりの目安を表示したものです。1 ヶ月の合計で計算した場合、差異が生じる場合があります。

* 自己負担額 1 割～3 割については、介護保険負担割合証が交付されているので確認をお願いします。（負担割合証の適用期間は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日の 1 年間です。所得に応じて利用者負担の割合が変わるため、毎年 8 月に更新されます。）

* サービス提供体制強化加算は下記（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）の職員割合によって変動します。（指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活事業所で算定します。）

（Ⅰ） 1 日につき 22 単位… 介護職員の内、①介護福祉士が 80%以上②勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上

（Ⅱ） 1 日につき 18 単位… 介護職員の内、介護福祉士 60%以上

（Ⅲ） 1 日につき 6 単位… 介護職員の内、①介護福祉士 50%以上②常勤職員 75%以上③勤続 7 年以上 30%以上

※（Ⅰ）（Ⅱ）・（Ⅲ）の内、1 つのみの加算となります。

* 夜勤職員配置加算は指定短期入所生活介護事業所のみ算定します。

* 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は所定単位数合計の 14.0%（Ⅱ）は所定単位数合計の 13.6% になります。（Ⅲ）は所定単位数合計の 11.3%になります。（Ⅳ）は所定単位数合計の 9.6% になります。

下記その他の加算が該当した場合は所定単位数合計に加算されます。

○その他の加算（該当した場合のみ）

送迎加算…片道につき 184 単位

（ご契約者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められるご契約者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき自己負担額を負担して頂きます）

機能訓練体制加算…1 日につき 12 単位

個別機能訓練加算…1 日につき 56 単位

看護体制加算…（Ⅰ）1 日につき 4 単位 （Ⅱ）1 日につき 8 単位

看取り連携体制加算…1 日につき 64 単位（7 日を限度）

医療連携強化加算…1 日につき 58 単位

認知症行動・心理症状緊急対応加算…1 日につき 200 単位（7 日を限度）

若年性認知症利用者受入加算…1 日につき 120 単位

緊急短期入所受入加算…1 日につき 90 単位（7 日を限度）

療養食加算（1 日に 3 回まで限度）…1 回につき 8 単位（療養食を提供した場合）

認知症専門ケア加算…（Ⅰ）1 日につき 3 単位 （Ⅱ）1 日につき 4 単位

長期利用者に対する短期入所生活介護…利用者が連続して 30 日を越えて利用した場合 1 日につき 30 単位を減算する

生産性向上推進体制加算…（Ⅰ）1 ヶ月につき 100 単位（Ⅱ）1 ヶ月につき 10 単位

口腔連携強化加算…1 回につき 50 単位（1 ヶ月 1 回限り）

* ご契約者がまだ要介護認定を受けてない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載したサービス提供証明書を交付致します。

* おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〔サービスの概要と利用料金〕

① 滞在費

当事業所においては、ユニットケア導入にともない居室等個人スペース及び居間など準個人スペースに関しては、滞在費をご契約者に負担して頂きます。

・利用料金

1 日あたり の負担額	第 4 段階	第 3 段階	第 2 段階	第 1 段階
	2,307 円	1,370 円	880 円	880 円

② 食費

ご利用者に提供する食事の材料や管理に係る費用です。

- ・朝食：420円 昼食：705円 夕食：540円
- ・上記1日に提供された食事分の合計が食費になります。

ただし、負担限度額認定者はその負担限度額内の金額となります。

- ・1日3食提供された場合は下記金額になります。(負担限度額別)

1日あたりの負担額	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
	1,665円	1,300円	1,000円	600円	300円

※市が発行する『介護保険負担限度額認定証』を持っているご契約者は、特定入所者介護サービス費の支給を受け、滞在費・食費代が軽減されます。

第4段階 下記の第1段階～第3段階に該当されない方

第3段階② 市民税非課税世帯の人で、本人の年金収入額+その他の合計所得が年額120万円超かつ預貯金等の合計が500万円以下、夫婦は1,500万円以下

第3段階① 市民税非課税世帯の人で、本人の年金収入額+その他の合計所得が年額80万円超120万円以下かつ預貯金等の合計が650万円以下、夫婦は1,550万円以下

第2段階 市民税非課税世帯の人で、本人の年金収入額+その他の合計所得が年額80万円以下かつ預貯金等の合計が650万円以下、夫婦は1,650万円以下

第1段階 市民税非課税世帯の人で、老齢福祉年金を受給している人、生活保護を受給している人

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含まれます

③ 送迎

通常の実施地域（浜松市、湖西市、新城市）以外の送迎について係る費用です。

- ・利用料金：1kmあたり60円

④ 理髪

ご契約者のご希望により、理容師の出張による理髪をご利用いただけます。

- ・利用料金：1回あたり1,700円、髭剃り500円、両方利用の場合2,000円

⑤ レクリエーション等

ご契約者の希望によりレクリエーション等に参加していただくことができます。

- ・利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥ その他の日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

*経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前迄にご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、請求しますので、翌月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 窓口での現金支払い

② 金融機関からの自動引落とし

この場合引き落とし手数料が別途150円(消費税別)がかかりますのでご了承願います。

③ 下記指定口座への振込

お振込先 遠州信用金庫 三ヶ日支店 (普通) No.1085015 社会福祉法人 松風 理事長 松原孝昌

(4) 利用の中止、変更、追加

○ 利用予定期間のまえに、ご利用者の都合により、指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出て下さい。

○ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、此の限りではありません。

・ 利用予定日の前日までに申し出があった場合： 無 料

・ 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合： 当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既の実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

6. 減免について

当事業所には減免制度があり、利用料の支払いが困難な場合、ご本人もしくはご家族の申し出の上、市町村の決定により、利用料の一部を減免することができます。

減免を希望する場合は、生活相談員までご相談ください。

7. ご利用の際に留意いただく事項とご案内

① 入居にあたっての持ち物について

寝具類は事業所でご用意します。火気以外の施設への持込は原則自由としますが、生活相談員にご相談下さい。また、入所に際しては、新しい物を買って揃えるのではなく、慣れ親しんだ物を持ってきて下さい。

- ② 面会
面会時間は自由ですが、早朝（朝 8 時前）、夜間（午後 8 時以降）の場合は事前にご連絡下さい。
宿泊を希望する場合は事前に生活相談員にご相談下さい。
- ③ 外出・外泊
外泊をする場合は、お食事の中止、内服薬の準備等がありますので、早めにご連絡をお願いします。また、外泊中に体調の変化があった場合や予定を変更する場合は必ずご連絡をお願いします。
- ④ 居室・設備・器具の利用
事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。居室の改造等については、事前に生活相談員にご相談下さい。
- ⑤ 喫煙・飲酒
利用者及び面会の方の喫煙は、喫煙コーナーを設けてありますので、決められた場所にてお願いいたします。
入居者のライター等の火気については、管理ができない場合は職員が預からせていただき、喫煙の都度お渡しさせていただきます。
飲酒は可能ですが、他の入居者の方に迷惑にならないようお願いいたします。
- ⑥ 迷惑行為等
他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、居室についてはプライベートな場所のため、むやみに他人の居室に入らないようお願いいたします。
- ⑦ 貴重品の管理
貴重品につきましては、入居者の責任において管理させていただきます。自己管理ができない方に関しては、ご家族で管理するようお願いいたします。
- ⑧ 宗教活動・政治活動
入居者の思想、信教は自由ですが、他の入居者への宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
- ⑨ 動物の飼育
事業所内へのペットの持ち込みについては及び飼育については、事前に生活相談員にご相談下さい。
- ⑩ 食べ物の持ち込み
管理栄養士による栄養管理を行っておりますので、面会時の食べ物の持ち込みについては、事前に職員に相談して下さい。なお、ご本人のおなかの具合が悪い時等は、職員が食べ物を預からせていただく場合がありますので、ご了承下さい。

8. 苦情の受け付けについて

(1) 苦情受付の手順

- ・事業所は掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名、連絡先をお知らせします。
- ・ご利用者は苦情受付担当者又は第三者委員に苦情を申出て下さい。
- ・苦情解決責任者はご利用者との話し合いにより、苦情の解決に努めます。話し合いの際には、ご利用者のご希望により第三者委員が立ち会うことができます。
- ・苦情解決責任者はご利用者に改善を約束した事項について、一定期間経過後報告致します。
- ・行政機関その他苦情受付機関に苦情を申出することもできます。(3)参照)

(2) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| ○苦情受付窓口（担当者） | 山口 広章 |
| ○ | |
| 〔職名〕 | 生活相談員 |
| ○受付時間 | 毎週月曜日から金曜日 |
| | 9時00分から17時00分 |
| ○苦情解決責任者 | 仲屋 秀樹 |
| 〔職名〕 | 施設長 |
| ○第三者委員 | 河合 幸夫 [連絡先 053-525-1396] |
| | 佐藤 浩司 [連絡先 053-525-0327] |

(3) 行政機関その他苦情受付機関

浜松市役所 健康福祉部 介護保険課	所在地 浜松市中央区元城町103-2 電 話 053-457-2875 F A X 053-450-0084 受付時間 8:30~17:15
国民健康保健団体連合会	所在地 静岡市葵区春日2丁目4-34 電 話 054-253-5590 F A X 054-253-5589 受付時間 9:00~17:00
静岡県社会福祉協議会	所在地 静岡市葵区駿府町1-70 電 話 054-254-5248 F A X 054-251-7508 受付時間 9:00~17:00
湖西市役所 介護保険課	所在地 湖西市吉美3268 電 話 053-576-1104 F A X 053-576-1220 受付時間 8:30~17:15
新城市役所 市民福祉部 長寿課	所在地 新城市東入船6-1 電 話 0536-23-7688 F A X 0536-23-2002 受付時間 8:30~17:15
浜名福祉事業所 長寿保険課 北行政センター内	所在地 浜松市浜名区細江町気賀305 電 話 053-523-1144 F A X 053-523-1928 受付時間 8:30~17:15

*その他利用者在住市町村の介護保険担当課にもご相談下さい。

9. 緊急時の対応

事業所はご利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は事業所の協力医療機関に連絡するとともに必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

事業所はご利用者に事故が発生した場合、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。事故の状況や行った処置については記録し、ご利用者の処遇により賠償すべき事故の場合は、速やかに損害賠償を行います。

令和 年 月 日

指定短期入所介護事業所みずうみ及び指定介護予防短期入所生活介護事業所みずうみについて、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所介護事業所	みずうみ	
指定介護予防短期入所生活介護事業所	みずうみ	
説明者職名	生活相談員	
説明者氏名	山口 広章	印

本書面に基づき指定短期入所介護事業所みずうみ及び指定介護予防短期入所生活介護事業所みずうみについて、重要事項の説明を受けました。

利用者住所		
氏名		印

(身元引受人)

住所		
続柄		
氏名		印